

令和4年9月8日

お客さま各位

北央信用組合

### 通帳の副印鑑票廃止と規定改正のお知らせ

(総合口座取引規定 ほか)

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、以下に記載する理由から、通帳表紙の裏面に貼付している副印鑑票（お届け印のシール）の取扱を廃止させていただくことと致しました。

併せて、取引店以外での払戻しにかかる預金規定についても改正します。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

趣旨をご理解のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 【副印鑑票の廃止について】

- ◆ 過去に通帳の副印鑑票から印鑑を偽造して不正な払戻が発生していたことから、こうした偽造印鑑による預金の不正払戻を防止して、お客さまに安心してお取引いただけますよう「副印鑑票」を廃止するものです。
- ◆ 副印鑑票の貼付がなくても、お届け印のシステム登録が完了しているお客様の場合は、当組合本支店で払戻ができます。

#### 1. 対象となる通帳

- ・普通預金通帳（総合口座通帳を含みます）、貯蓄預金通帳

#### 2. 廃止に伴う窓口でのお取扱

- ・新規口座の通帳や通帳を繰越した場合、通帳に副印鑑票は貼付しません。

#### 3. システム登録についてのお願い

- ・お客様によりましては、古い世代の印鑑票や届出印の濃淡等により、再度、お届け印の押印をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- ・新規や再押印によるお届け印のシステム登録は一定の時間を要する場合があります。副印鑑票が貼付されていない通帳の場合、取引店での払戻等はできますが、取引店以外で払戻等をご利用いただく場合は登録完了後のご利用をお願いする場合があります。

【預金規定の改正について】

1. 改正日 令和4年11月1日

- ・改正日は上記のとおりですが、改正後の新规定を掲示しておりますのでご留意願います。

2. 改正する規定

- ・総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定

3. 改正内容

旧	新
<p><b>2. (取引店の範囲)</b></p> <p>(1) 普通預金は、通帳記載の取引店（以下「取引店」という。）のほか、当組合本支店でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、取引店以外での払戻しは、あらかじめ通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものに限りま</p>	<p><b>2. (取引店の範囲)</b></p> <p>(1) 普通預金は、通帳記載の取引店（以下「取引店」という。）のほか、当組合本支店でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、取引店以外での払戻しは、<u>当組合所定のシステム照合を受けたもの、または</u>あらかじめ通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものに限りま</p>

※普通預金規定の場合

以上